

第13回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和7年10月28日（火） 14:00～15:35
2. 開催場所：日本電気協会 B会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員】 山本〔送配電網協議会〕
奥田〔電気保安協会全国連絡会〕
中嶋〔(一社)日本電機工業会〕
東嶋〔科学ジャーナリスト〕
首藤〔(株)社会安全研究所〕
中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 熊田〔東京大学〕、若月〔主婦連合会〕、會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 【オブザーバー】 山田、横山〔経済産業省〕、橘〔(一社)日本電気協会〕
 - 【事務局】 原山、小林、永野〔(一社)日本電気協会〕
4. 配付資料：
 - 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿(令和7年10月28日現在)
 - 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
 - 資料 No.1-3 第12回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
 - 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書(案)の概要について
 - 資料 No.3-1 JESC E7001(2025)「電路の絶縁耐力の確認方法」の一部改定に関する全体評価書(案)
 - 資料 No.3-2 JESC E7001(2025)「電路の絶縁耐力の確認方法」
 - 資料 No.4-1 JESC E7002(2025)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の一部改定に関する全体評価書(案)
 - 資料 No.4-2 JESC E7002(2025)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」
 - 資料 No.5 第129回日本電気技術規格委員会 議事要録
 - 資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈に関連付けられた JESC 規格の一部改定に関する報告案(経済産業省への報告文案) ※JESC E7001(2025)、JESC E7002(2025)

参考資料 1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 2 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 3 第 12 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書（審議後・抜粋）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 山田課長補佐、横山係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条（禁止事項）にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 12 回）委員会議事要録案の確認（審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 12 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、出席委員の全員賛成により議事要録は承認された。

（質問 Q、回答 A、コメント C）

Q1：P4、Q11、前回議事要録（案）の中に、「次回あたりの委員会でリスト化の対象について回答をいただきたい」との旨のコメントがあったと思う。回答はどうか。

A1：本件は委託事業であるため、経済産業省から委託先の（一社）日本電気協会 技術調査室に確認があった。技術調査室では、リスト化の対象となる件数はある程度把握しているものの、必ずしも引用規格が改定されるとは限らないため、正確な数字を出すのは難しいとの旨の回答を聞いている。

Q2：正確な数字を出すのは、何が難しいのか。

A2：電技解釈に引用されている民間規格は、JIS 規格を例にとると、5 年に 1 回改正するものもあれば、改正しないで 10 年以上経っているものもある。どの規格を選定するかは経済産業省の判断となるため、リスト化の対象を具体的に何件と示すのは難しいと技術調査室から聞いている。

Q3：リスト化の対象として、残っているのは何件であるのか。

A3：残っている件数はどれくらいであるかとの質問については、具体的にいつまでにリスト化を行うかということにも関係する。電技解釈から引用されている JIS などの民間規格は、規格が改正されるタイミング等を踏まえ、その JIS などを引き続き利用するか否かを検討することと合わせてリスト化を進めている。そのため、引用している JIS などに変更がなければ、検討のきっかけがないことになる。よって、いつまでにリスト化を行うかについては、JIS などが改正されない限りはリスト化の検討が行われなため、具体的な件数や時期等を示すのは難しい。

Q4：規格の確認を 5 年以内に行うというのは、このタイミングで JIS などが改正されていなければ、リスト化を行わないという理解で良いのか。5 年以内の見直しとは、規格自体の見直しと考えて良いか。

A4：その通り。5 年以内の見直しとは、5 年以内に JIS などが見直された場合、見直し後の JIS などを引き続き電技解釈が引用することに妥当性があるのかを確認することである。JIS などが改正されていなければ、内容の妥当性を確認する必要はない。

Q5：規格の改正は、リスト化だけを対象としては行わないということか。

A5：その通り。今のところそういった形では進めていない。

C1：プロセス評価委員会は、リスト化の審議を行うのも大きなミッションではあるが、既にリスト化された規格が見直しされた場合も、JESC での審議後にプロセス評価委員会で審議するため、こちらもミッションとなる。国の基準への引用規格が全て無くなることはないと思われるため、引用規格が継続されている限りは、今後もプロセス評価委員会は引き続き行われることから、きちんと機能しなければいけないと考える。委員の方にも改めて認識をお願いしたい。

C2：リスト化対象が何件くらい残っているのかというのは、もちろん大事ではあるが、既にリスト化された規格が見直しされた場合も審議対象となるため、対象件数に再カウントされることの考慮も必要となる。

5-5. 全体評価書（案）の審議について（審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 6 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に出席委員の全員賛成により承認された。

○JESC E7001(2025)「電路の絶縁耐力の確認方法」の一部改定に関する全体評価書

○JESC E7002(2025)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の一部改定に関する全体評価書

(質問 Q、回答 A)

Q1：資料No.2、P5 調査項目欄では、「民間規格等作成機関である発変電専門部会において検討を実施。」と記載されている。一方で、資料No.3-1 全体評価書(案)の P2 「4. 民間規格等作成機関の審議経緯」では、民間規格等作成機関として、発変電専門部会と送電専門部会の 2 つが併記されている。これらの資料は関連していないのか。

A1：記載漏れであるため、資料No.2 の調査項目欄を「民間規格等作成機関である発変電専門部会及び送電専門部会において検討を実施。」に修正する。

Q2：資料No.3-1、P2～P3、プロセス評価委員会の審議対象である全体評価書(案)の部分は、民間規格等作成機関が発変電専門部会と送電専門部会の併記となっているため問題はない。一方、JESC 審議資料の部分の資料No.3-1、P9、資料 A の技術評価書では、民間規格等作成機関は発変電専門部会のみとなっている。プロセス評価委員会では、資料 A についてコメントする立場にないことから、発変電専門部会と送電専門部会の両方で審議した規格であると理解した上で、全体評価書(案)の評価をすれば良いのか。

A2：資料No.3-1、P12、JESC E7001 は、発変電専門部会と送電専門部会の 2 つで作成した規格であるため、JESC への審議依頼書の「審議に係わる説明」の「②専門部会の承認日」及び「③専門部会における議決の状況」に記載の通り、発変電専門部会、送電専門部会のそれぞれで審議を行っている。しかし、審議依頼書の取りまとめを発変電専門部会が行ったため、差出人は発変電専門部会のみとなっている。

Q3：資料No.2、P8 他、1 つのスライド(スライド8)の中に「※ 次のスライドへ続く」と「※ 変更無し」の記載があり、「※」が 2 つある。過去のプロセス評価委員会の審議資料では、1 つのスライドには「※」が 1 つであったため、このスライドにある「※ 次のスライドへ続く」と次のスライド(スライド9)の「※ 前のスライドからの続き」が対応していると分かった。しかし、今回の審議資料では「※ 変更無し」が追加となったため、1 つのスライドに同じ記号が複数ある。今回の審議には問題ないが、同一のスライド内に同じ記号が複数あると、これらに関連があると誤解されるのではないのか。

A3：1 つのスライドの中に同じ記号が複数ある場合は、これらに関連があると誤解されるおそれがあるため、次回より「※ 変更無し」を「◎ 変更無し」として、異なる記号に変える。

5-6. 国への報告案について(審議)

事務局より、資料 No. 6 に基づき、国への報告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

なお、報告書は、今回承認された全体評価書を添付して国へ提出する。

6. その他

6-1. 次回開催日について

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、日程調整を行った後に、日程が決まり次第連絡するとの説明があった。(1月下旬～2月中旬頃に開催予定)

6-2. 議事要録確認方法の変更等について（審議）

事務局より、議事要録確認方法の変更等について説明があった。
審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

主な内容は、以下の通り。

- ・現在のプロセス評価委員会 議事要録の確認手順
 - ① 「議事要録(ドラフト)」を発言者に確認
 - ② ①の確認後、「議事要録(案)」に変更
 - ③ 「議事要録(案)」を委員会の全員に配付
 - ④ 次回委員会当日に「議事要録(案)」を審議し、承認された後に「議事要録」に変更
 - ⑤ 数ヶ月後、JESC ホームページに掲載
- ・現在の確認手順では、次回の委員会開催まで数ヶ月ある場合、正式な「議事要録」として JESC ホームページに掲載するまでの時間を要する。
- ・委員会後は、JESC ホームページに迅速に掲載するため、議事要録の確認手順を次のように変更する。
 - ① 「議事要録(ドラフト)」を委員会の全員に確認
 - ② ①の確認後、「議事要録(ドラフト・コメント反映版)」に変更
 - ③ 「議事要録(ドラフト・コメント反映版)」を委員会の全員に確認
 - ④ ③の確認後、「議事要録(案)」に変更
 - ⑤ 日高委員長に「議事要録(案)」の確認を依頼し、委員長に承認された後に「議事要録」に変更
 - ⑥ 1～1ヶ月半後、JESC ホームページに掲載
 - ⑦ 次回委員会で、前回「議事要録」を報告

以 上